

(平成26. 5. 28人給印)

指定職俸給表の準用を受ける職員の号俸について(議決)

裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条の2第1項の規定による職員の号俸は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この議決は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成26年法律第22号)の施行の日から施行する。
- 2 この議決の施行の際現に指定職俸給表の準用を受ける職員の号俸は、この議決に基づいて決定されているものとみなす。

別表

項	職名	号俸	8号俸	3号俸	2号俸
		総数			
最高裁判所	事務総長	1	最高裁判所事務総長		
	首席書記官	5		大法廷首席書記官	小法廷首席書記官 訟廷首席書記官
	技術員	1		家庭審議官	
	研修所事務局長	1			裁判所職員総合研修所 事務局長
	小計	8	1	2	5
下級裁判所	事務局長	1			東京地方裁判所事務局長
	事務局次長	8		東京高等裁判所事務局次長	高等裁判所（東京高等裁判所を除く。）の事務局次長
	首席家庭裁判所調査官	7			東京、大阪、名古屋、 広島、福岡、仙台及び 札幌の家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官
	小計	16		1	15
計	24	1	3	20	

(注) この表において「項」及び「職名」とは、それぞれ一般会計予算参照番における予算定員及び俸給額表上の項及び職名をいう。